

放送倫理・番組向上機構への申立てについて

令和7年9月3日(水)
知事定例記者会見資料

担当 観光局
奈良公園室 出井、豊岡
内線：64221、64223
担当 知事公室
広報広聴課 村上、船木
内線：60131、60132

株式会社毎日放送番組「よんちゃんTV」内コーナー「特盛！憤マン」に関する 放送倫理・番組向上機構(BPO)への申立について

趣旨

奈良県は、北海道大学大学院文学研究院 招へい教員 立澤史郎氏と連名で、株式会社毎日放送が令和7年6月2日に放送した番組「よんちゃんTV」内コーナー「特盛！憤マン」の内容について、放送法及び放送倫理基本綱領に反すると考え、本日(令和7年9月3日)放送倫理・番組向上機構(BPO)に調査・審議を申し立てる。

申立人

奈良県知事 山下 真

北海道大学大学院文学研究院 招へい教員 立澤 史郎

対象番組

- ・放送局名:株式会社毎日放送
- ・日 時:令和7年6月2日 18時33分～18時50分
- ・番組名:「よんちゃんTV」
- ・コーナー:「特盛！憤マン」(奈良公園のシカが食料危機に！？ “ドングリの木”伐採進める県に「シカ目線で見ていない」憤る研究者 山下知事は「生態には全く影響ない」意見割れる)

問題がある点

本件番組については、奈良公園における植栽伐採と公園内に生息する天然記念物「奈良のシカ」を取り上げたものであり、シカの研究者である立澤氏、奈良県知事、奈良県職員への取材、インタビューなどを元に製作された番組であるが、以下の点が放送法第4条第1項第3号、第4号及び放送倫理基本綱領に反すると考える。

※()内は違反すると考える規定

1. 不適正な取材・制作過程(放送法第4条第1項第3号、放送倫理基本綱領)

取材対象者に対し、取材の意図や番組構成について十分な説明がなされないまま放送が行われた。

2. 恣意的な編集による印象操作(放送法第4条第1項第3号、放送倫理基本綱領)

立澤氏が県に対し怒り、憤り、意見が割れている、というVTRの編集・演出がなされているが、立澤氏と県との間に対立関係は存在せず、事実と全く異なる印象を与えた。

3. 公平性・公正性に欠けた編集(放送法第4条第1項第4号、放送倫理基本綱領)

取材時の県や立澤氏による「今後、合同会議の開催回数を増やし、シカの生息環境改善に向けた取組が進む予定である」と答えたコメントや、令和7年5月30日の知事定例記者会見における「伐採には景観保持だけではなくシカの餌である芝などの下草の成育を促進させる目的がある」という趣旨の知事の発言をVTRで取り上げていないなど、ドングリの木伐採中止を求める団体の発した事実と異なる主張に対する県の説明内容は取り上げておらず、事実を客観的、公正、公平に伝えていない。

放送内容による影響

客観性、公正性に欠ける本放送により視聴者に誤った印象を与え、県に対する批判的な電話やメールが多数寄せられ、その対応に追われることとなった。また、同番組のVTR動画を掲載した(株)毎日放送公式YouTubeチャンネルには、県を批判するコメントが殺到した。

本件に係る経緯

- 令和6年4月10日 県から(株)毎日放送へ令和6年4月4日に「よんチャンTV」内コーナー「特盛! 憤マン」で放送された、県のメガソーラー整備に関する内容について、事実と異なる点、また放送法第4条第1項第4号の趣旨にそぐわない部分があると判断したため、今後はこのようなことがないように申し入れを行った。(申立書添付資料1参照)
- 令和7年5月17日 (株)毎日放送が立澤氏へ取材実施
・18日
- 5月22日 (株)毎日放送が県(奈良公園室)へ取材実施
- 6月 2日 「特盛! 憤マン」が放送される
- (株)毎日放送 YouTubeチャンネル及び同社ホームページ(MBSNEWS)へ当該番組(VTR部分)動画掲載後、県に対する批判的な電話やメールが多数寄せられる
- 7月30日 県から(株)毎日放送へ当該番組内容に関し嚴重に抗議し、訂正放送、YouTube動画の削除及び訂正放送内容のYouTubeへの掲載を求める内容の申入書(申立書添付資料2参照)を発出
- 8月 5日 (株)毎日放送がYouTube動画及び同社ホームページ(MBSNEWS)上に掲載されていた動画(YouTube掲載動画と同一のもの)を削除
- 8月 7日 (株)毎日放送から県申入書に対して、対応可能な内容について記載された回答文書(申立書添付資料3参照)を收受したが、訂正放送実施に関する言及はなかった
- 8月22日 県から(株)毎日放送へあらためて、訂正放送と訂正放送内容のYouTubeへの掲載等を求める内容の再申入書(申立書添付資料4参照)を発出
- 8月29日 毎日放送から県再申入書に対して、訂正放送は実施できないこと等が記載された回答文書(申立書添付資料5参照)を收受
- 9月 3日 県から放送倫理・番組向上機構(BPO)へ調査・審議を申し立てる

(参考) 放送法(昭和25年法律第132号)の抜粋

(国内放送等の放送番組の編集等)

第4条 放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 1 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 2 政治的に公平であること。
- 3 報道は事実をまげないですること。
- 4 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

(参考) 放送倫理基本綱領(平成8年9月19日制定)の抜粋

- 放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。
- 報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。